

## 国立大学法人岡山大学契約事務取扱要項

平成16年4月1日

学 長 裁 定

改正 平成17年3月10日

改正 平成20年3月31日

改正 平成20年9月24日

改正 平成21年3月6日

改正 平成22年3月29日

改正 平成23年3月31日

改正 平成23年6月14日

改正 平成24年3月30日

改正 平成27年3月31日

改正 平成30年3月22日

改正 平成30年9月28日

改正 平成31年2月28日

改正 令和2年3月26日

改正 令和3年2月4日

改正 令和5年3月7日

### (目的)

第1条 この要項は、国立大学法人岡山大学契約事務取扱規程(平成16年岡大規程第29号。以下「規程」という。)及びその他特別の定めがあるもののほか、国立大学法人岡山大学(以下「法人」という。)における契約に関する事務の取扱いについて必要な事項を定め、その適正かつ円滑な運営を図ることを目的とする。

### (競争に付そうとする場合)

第2条 契約事務を担当する職員(以下「契約事務担当職員」という。)は、規則第39条に定める一般競争又は規則第40条に定める指名競争に付そうとするときは、競争契約伺(別紙様式第1号)を作成し、決裁権限を有する者の決裁を受けなければならない。

2 前項の競争契約伺には、次の書類について必要とするものを添付しなければならない。

- 一 予定価格の算出を明らかにした書類
- 二 図面、仕様書、カタログ等契約の内容を示す書類
- 三 公告案(別紙様式第4号)又は指名通知書案(別紙様式第5号)
- 四 入札書案(別紙様式第6号)
- 五 契約書案(別紙様式第7号)
- 六 価格証明書、契約実績調書及び市場価格を証明する書類

七 委任状案（別紙様式第12号）

八 物品を納入できることを証明する書類（代理店証明書等）

九 その他必要と認める書類

3 前項第1号の予定価格の算出を明らかにした書類は、決裁権限を有する職員が作成する予定価格調書（別紙様式第3号）とともに、入札執行時まで入札を執行する職員が、規程第14条の規定に基づき保管するものとする。

（公告の方法）

第3条 公告は、法人のホームページへの掲載により行うものとする。

（競争参加者の資格）

第4条 予定価格に応じた競争参加者の資格については、別表第1のとおりとする。

（入札の立会い）

第5条 規程第19条に規定する立ち会い職員は、次の事務を行うものとする。

- 一 競争参加者の資格の確認に関すること。
- 二 入札書の適否に関すること。
- 三 落札者決定の確認に関すること。
- 四 その他適正な入札執行上必要と認められる事項。

（随意契約による場合）

第6条 契約事務担当職員は、規則第41条の規定により随意契約によるときで次に掲げる場合は、随意契約伺（別紙様式第2号）を作成し、決裁権限を有する者の決裁を受けなければならない。ただし、見積公告による場合は、別に定める。

- 一 予定価格が500万円以上の工事、製造、財産の売買、物件の賃貸借又はその他の契約をするとき。
- 二 予定価格が300万円以上500万円未満の製造、財産の売買、物件の賃貸借又はその他の契約をするとき。
- 三 単価契約等により契約書を作成する必要があるとき。

2 前項の随意契約伺には、次の書類について必要とするものを添付しなければならない。

- 一 予定価格の算出を明らかにした書類
- 二 図面、仕様書、カタログ等契約の内容を示す書類
- 三 物品を納入できることを証明する書類（代理店証明書等）
- 四 契約書案（別紙様式第7号）
- 五 価格証明書、契約実績調書及び市場価格を証明する書類
- 六 その他必要と認める書類

（見積書の徴取）

第7条 規程第39条ただし書の規定により、2人以上の者から見積書を徴する必要がないものとは、次の各号のいずれかに該当する場合をいう。

- 一 見積公告により見積書を徴する場合

- 二 事実上2人以上の者から見積書を徴することが困難な場合
- 三 総額100万円未満（50万円以上の備品を除く）の契約を行う場合
- 四 100万円以上の医療機器等の修理で、緊急やむを得ない場合
- 五 商慣習上見積書を徴する必要のない場合

2 前項第1号又は第2号に該当する場合は、1人以上の者から見積書を徴するものとする。

3 第1項第3号、第4号又は第5号に該当する場合は、見積書の徴取を省略できるものとする。

（契約書の作成）

第8条 契約事務担当職員は、規則第44条の規定による契約書に、学長の記名押印を受けようとするときは、競争契約の場合は入札者別の総額を連記した入札結果一覧表を添付し、随意契約の場合は契約伺及び見積書を添付して、財務企画課に提出しなければならない。

（請書の徴取）

第9条 契約事務担当職員は、契約書の作成を省略することができる場合においても、物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等、契約の適正な履行を確保するために、請書の徴取が必要と判断する契約において契約が決定したときは、ただちに請書（別紙様式第8号）を徴するものとする。

（支出契約決議書及び債務計上票の作成）

第10条 契約事務担当職員は、契約が決定したときは支出契約決議書（別紙様式第9号）を作成し、決裁権限を有する者の決裁を受けなければならない。ただし、総額100万円未満（50万円以上の備品を除く）の契約については、支出契約決議書の作成を省略することができるものとする。

2 契約事務担当職員は、契約の相手方から請求書を受領したときは債務計上票（別紙様式第10号）を作成し、決裁権限を有する者の決裁を受けなければならない。

3 前2項に規定する支出契約決議書及び債務計上票に添付すべき書類は、原則として別表第2に定めるとおりとする。

（検査調書の作成）

第11条 規程第48条の規定により検査調書を作成する場合は、別紙様式第11号により作成しなければならない。

附 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成17年3月10日から施行し、平成17年度分の契約から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成23年7月1日から施行し、工事請負契約に関する規定は平成23年4月11日から適用する。

附 則

この要項は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成30年10月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。